

平成18年第2回志布志市議会臨時会

目 次

第1号（8月17日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	6
3. 欠席議員氏名	6
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	6
5. 議会事務局職員出席者	6
6. 開 会 ・ 開 議	7
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
8. 日程第2 会期の決定	7
9. 日程第3 承認第 35号 専決処分の承認を求めることについて (平成18年度志布志市一般会計補正予算(第2号))	7
10. 日程第4 議案第 88号 志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を 改正する条例の制定について	11
11. 日程第5 議案第 89号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について	12
12. 日程第6 議案第 90号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について	16
13. 日程第7 議案第 91号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について	26
14. 日程第8 議案第 92号 伊崎田保育所の指定管理者の指定について	26
15. 日程第9 議案第 93号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について	27
16. 日程第10 議案第 94号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について	28
17. 日程第11 議案第 95号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について	28
18. 日程第12 議案第 96号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定に ついて	29
19. 日程第13 議案第 97号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	30
20. 日程第14 議案第 98号 松山家畜指導センターの指定管理者の指定について	31
21. 日程第15 議案第 99号 志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について	33
22. 日程第16 議案第100号 有明家畜指導センターの指定管理者の指定について	34
23. 日程第17 議案第101号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定に ついて	34
24. 日程第18 議案第102号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の 指定管理者の指定について	38
25. 日程第19 議案第103号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について	39

26.	日程第20	議案第104号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について……………	42
27.	日程第21	議案第105号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について……………	43
28.	日程第22	議案第106号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について……………	44
29.	日程第23	議案第107号	通山青少年館の指定管理者の指定について……………	44
30.	日程第24	議案第108号	原田青少年館の指定管理者の指定について……………	44
31.	日程第25	議案第109号	山重青少年館の指定管理者の指定について……………	44
32.	日程第26	議案第110号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について……………	44
33.	日程第27	議案第111号	有明青少年館の指定管理者の指定について……………	44
34.	日程第28	議案第112号	野神青少年館の指定管理者の指定について……………	44
35.	日程第29	議案第113号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について……………	48
36.	日程第30	議案第114号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）……………	50
37.	閉 会……………			57

平成18年第2回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
8月17日	木	本 会 議	開 会 議案等上程・審査、採決 閉 会

2. 付議事件

番 号	事 件 名
承認第 35号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度志布志市一般会計補正予算（第2号））
議案第 88号	志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 89号	志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について
議案第 90号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第 91号	有明開田の里公園の指定管理者の指定について
議案第 92号	伊崎田保育所の指定管理者の指定について
議案第 93号	志布志市市民センターの指定管理者の指定について
議案第 94号	志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 95号	志布志市老人憩いの家の指定管理者の指定について
議案第 96号	志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について
議案第 97号	有明シルバークプラザの指定管理者の指定について
議案第 98号	松山家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第 99号	志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第100号	有明家畜指導センターの指定管理者の指定について
議案第101号	志布志市やちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第102号	松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について
議案第103号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第104号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
議案第105号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
議案第106号	伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
議案第107号	通山青少年館の指定管理者の指定について
議案第108号	原田青少年館の指定管理者の指定について
議案第109号	山重青少年館の指定管理者の指定について
議案第110号	蓬原青少年館の指定管理者の指定について
議案第111号	有明青少年館の指定管理者の指定について
議案第112号	野神青少年館の指定管理者の指定について
議案第113号	有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
議案第114号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

平成18年第2回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成18年8月17日（木曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第 35号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度志布志市一般会計補正予算（第2号）) |
| 日程第4 | 議案第 88号 | 志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第5 | 議案第 89号 | 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第 90号 | ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第 91号 | 有明開田の里公園の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第 92号 | 伊崎田保育所の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第 93号 | 志布志市市民センターの指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第 94号 | 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第 95号 | 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第 96号 | 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第 97号 | 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第 98号 | 松山家畜指導センターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第 99号 | 志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第100号 | 有明家畜指導センターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第101号 | 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第102号 | 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の
指定について |
| 日程第19 | 議案第103号 | 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第104号 | 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第105号 | コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定につい
て |
| 日程第22 | 議案第106号 | 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第107号 | 通山青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第108号 | 原田青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第25 | 議案第109号 | 山重青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第26 | 議案第110号 | 蓬原青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第27 | 議案第111号 | 有明青少年館の指定管理者の指定について |
| 日程第28 | 議案第112号 | 野神青少年館の指定管理者の指定について |

- 日程第29 議案第113号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
日程第30 議案第114号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

25 番 小 園 義 行

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稲 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海	耕 地 課 長 通 山 正 文
土 木 課 長 宮 苑 和 郎	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時10分 開会 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

ただいまから平成18年第2回志布志市議会臨時会を開会いたします。

小園議員の方から欠席届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鶴迫京子さんと藤後昇一君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第3、承認第35号から日程第30、議案第114号まで、以上28件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第35号から議案第114号まで、以上28件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第3 承認第35号 専決処分の承認を求めることについて (平成18年度志布志市一般会計補正予算(第2号))

○議長（谷口松生君） 日程第3、承認第35号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

承認第35号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年7月5日の豪雨災害の発生により、緊急に平成18年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成18年7月7日に平成18年度志布志市一般会計補正予算(第2号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 承認第35号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に9,198万円を追加いたしまして、予算の総額を174億8,046万8,000円と定め、平成18年7月7日付けで専決処分をいたしました。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、現年補助災害復旧事業を190万円追加をいたしております。続きまして、予算書の6ページをお開きください。

まず、歳入の県支出金の県補助金は、農林水産業施設災害復旧費補助金を455万円計上いたしております。

予算書の7ページでございます。

今回の補正財源といたしまして、繰入金の財政調整基金繰入金を8,523万円増額いたしております。

予算書の8ページでございますが、諸収入の雑入は、防災無線の落雷被害に伴いまして、共済金を30万円増額いたしております。

予算書の9ページをお願いいたします。

災害の財源といたしまして、市債の災害復旧費を190万円増額いたしております。

続きまして、予算書の10ページでございますが、歳出でございます。

消防費の修繕料30万1,000円は、歳入で説明しました落雷による防災無線の修繕料でございます。

以上で補足説明を終わります。

○産業振興部長（永田史生君） 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成18年度志布志市一般会計補正予算（第2号）にかかわる産業振興部関係の予算について、補足して御説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

現年農林水産業施設災害復旧費として、5,606万9,000円の補正額が計上してあります。

内容につきましては、7月5日から6日にかけての集中豪雨により発生した災害の復旧に要する費用であります。土砂の除去作業賃金、建設用機械借上料、原材料の応急措置的費用であります。

また、工事費については、下水流地区道路災害復旧応急本工事、グリーンロードの災害工事であります。幹線農道であり、緊急を要したため、国と協議を行い、専決したところであります。

災害の細部につきましては、お手元に配布してあります予算説明資料の産業振興部関連の資料により御説明を申し上げます。

左から3枠にあります第2号専決のところであります。

上の方から松山地域が農業用施設災害33件の350万1,000円、志布志地域が農業用施設災害126件、山林・林道災害29件、計3,122万8,000円、有明地域が農業用施設災害60件、山林・林道災害13件で、2,134万円、市全体で農業用施設災害219件、山林・林道災害42件で、5,606万9,000円になるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○建設部長（井手南海男君） 地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分いたしました平成18年度志布志市一般会計補正予算（第2号）に係る建設部関係の予算について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。

現年公共土木施設災害復旧費として3,561万円の補正額が計上してあります。

内訳につきましては、右の説明欄にありますように、賃金、委託料、借上料、原材料費であり、災害後の復旧に要する応急的費用がそのほとんどでございます。

それでは、お手元に配布してあります資料、一般会計補正予算説明資料の一覧表により御説明申し上げます。

建設部関連と書いてあります。それに基づき説明いたしますので、御覧いただきたいと思ひます。

一覧表でございますが、左の方から3枠目にあります第2号（専決）と記しているところでございます。

上の方から、松山地域、志布志地域、有明地域、そして志布志市全体といった順で記載してございます。松山地域が道路、橋梁、河川災害として20件の972万円、志布志地域が道路、河川、都市下水路の49件、1,575万5,000円、有明地域が道路災害70件の1,013万5,000円となり、市全体では139件、3,561万円となるところでございます。

今回専決いたしました補正予算につきましては、7月5日の梅雨前線豪雨による土砂崩壊等に伴う土砂の除去作業賃金、原材料費、重機借上料や産業廃棄物処理委託料といった応急措置的なものがそのほとんどでございますが、その中で松山地域の松山橋につきましては、橋梁という性質上、専門性を有し、かつ工事復旧が長期にわたることから、その設計委託料を専決したところでございます。

以上が建設部関連でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（岩根賢二君） ただいま説明のございましたグリーンロードの補修のところと、それと建設部関係の松山橋については、その工事がいつ頃までに終わるのかという見込みはありますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 耕地関係のグリーンロードの件でございますが、8月中には入札をし、今年中には終わる計画で進めておるところでございます。

○建設部長（井手南海男君） 松山橋、橋梁の復旧見込みはということでございますが、この橋梁につきましては、専門性を有しますし、なおかつその工事期間が長期にわたるといふ関係もございまして、平成19年度中までかかるというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○9番（迫田正弘君） 消防施設費の修繕料についてお伺ひしたいと思ひますけれども、これについては金額等については示されましたが、落雷による、いわゆる防災無線の受信機だろうと思ひま

すけれども、屋内、屋外、そういった箇所、あるいは地域ごとの箇所等、わかっておりましたらお知らせいただきたい。

それと、今回、予算には出ておりませんが、独居老人等の緊急通報の受信機が設置されておりますけれども、これについても落雷による被害が出ているところがあったというふうに、私、確認をしておりますけれども、これも松山地区においては貸与品だというようなことから、そういった保険対象になるというようなことがあったわけですが、それらについては、今回、該当にならなかったかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

防災行政無線の落雷による箇所は、有明地区の宝永地区の屋外局ということでございます。これは7月5日の落雷によるものでございます。

それから、今、松山地区の件につきましては、まだこちらの方には上がってきていないところでございます。以上です。

○福祉部長（蔵園修文君） 緊急通報につきましては、件数について、今ここに資料を持ってきておりません。私のところには、報告がないわけでございますが、当然、そういった落雷による故障、使えないということになれば、うちから行って修理をするということにしたいというふうに考えております。

○9番（迫田正弘君） 支所の方には、一応連絡してございますから、調べていただいて、それが該当になるかどうか、その辺はまだ私も確認しておりませんが、それなりの保険対象になるという話は聞いておりますから、一応調査をしていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（立山静幸君） 松山の橋のことなんですが、仮橋の計画はないものかですね、お伺いいたします。

○建設部長（井手南海男君） 現在のところ、迂回路をまわっていただくということでありまして、仮橋の計画はございません。

○13番（立山静幸君） 19年度末に完成ということでございますが、できればですね、やっぱり仮橋が必要じゃないかと思うんですが、最善の努力はしていただきたいと思うんですが、その件についてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 仮橋が設置されるとなると、またかなりの予算が伴うというふうに考えます。住民の方々の御意見等を十分お聞きしながら、そのことについては検討していきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。承認第35号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第35号は承認することに決定しました。

—————○—————
日程第4 議案第88号 志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第88号、志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、有明高齢者コミュニティセンターの管理について、直営方式をとるため、管理の委託に関する規定を削る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（山裾幸良君） それでは、志布志市高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

この施設は、有明町伊崎田校区にあり、伊崎田小学校、伊崎田保育所に隣接し、伊崎田青少年館の敷地にある建物でございます。昭和56年度当時、お年寄りをはじめ、地域住民の活動の拠点として過疎地域総合センター建設事業で建設されたものでございます。総工費4,080万円、鉄筋コンクリート造り2階建てでございます。320平米の建物でございます。現在は、伊崎田地区の条例公民館としても使用している施設でございます。

今回、管理について、直営方式をとるため、管理の委託に関する規定を改正するものでございます。

別冊の付議案件説明資料の2枚目を御覧いただきたいと思っております。

新旧対照表でございます。

まず、第3条の管理を直営とするため削除するものでございます。

第4条は、使用時間、「午後5時」までを規定しておりましたが、「10時まで」とし、「教育委員会又は高齢者コミュニティセンターの管理を委託された者（以下「委託管理者」という。）」を「市長」に改め、同条を第3条とするものです。

第5条から第7条まで、「教育委員会又は委託管理者」を「市長」に改め、それぞれの条を繰り上げ、第8条を第7条にするものでございます。

第9条中、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とするものでございます。

第10条第2号中、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とするものでございます。

第12条中、「教育委員会又は委託管理者」を「市長」に改め、同条を第11条とするものでございます。

第13条中、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とするものでございます。

第14条中、「教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第13条とするものでございます。

第15条第1項中、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中、「第5条」を「第4条」に改め、同項第2号中、「第6条又は第7条」を「第5条又は第6条」に改め、同条を第14条とするものでございます。

次に、別表を次のように改めるものでございます。今回、使用料を有明地区内の2地区の条例公民館施設使用料に統一するため、別表のとおり使用料を改正するものでございます。

それから、附則でございますが、この条例は平成18年9月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第88号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第89号 志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第89号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 本臨時会におきまして、議案第89号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定についてから、議案第113号までの25件の指定管理者制度導入に係る指定管理者の指定に関する議案を本臨時会において提案しております。

この指定管理者制度につきましては、平成15年9月2日に施行されました地方自治法の改正によりまして、公の施設について、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されたこと

に伴い、本市の公の施設につきましても、経過措置の期限であります本年9月1日までに所要の手続きを済ませなければならなかったところであります。

これまで議会の皆様方の御理解をいただき、本年3月定例会におきまして、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を可決いただき、6月定例会におきまして、平成18年度指定管理者導入施設関連の条例改正等議案17件について、可決していただいたところであります。

これまでの議会の皆様方の御理解のもと、各所管課でそれぞれ導入に向けた作業を進めてきたところでもあります。

今回の指定管理者の指定に関する議案は、志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づきまして、それぞれの公の施設の管理者を指定したい旨の議案提案であります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第89号、志布志市蓬の郷の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の管理を指定管理者に行わせるために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市蓬の郷で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町蓬原351番地3、蓬の郷管理組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成19年8月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（西江園 明君） 2点ほどお聞きします。

国の行革、規制緩和の流れの中で採用する、この制度自体にちょっと疑問をもっている一人としてお聞きしますけれども、今、市長の説明にありましたように、管理委託、業務委託という、内容はこれからのことと思われましても、それによって市役所が行ってきたことを外部に委託するわけですから、当然、市の経費という節減、すなわち職員の減も図るのが目的の一つと言われておりますけれども、数字的に職員の数でも人件費でも結構ですから、どのくらいのこれをするによって、これから始まるわけですが、まだ来年、再来年ありますけれども、どのくらいの効果を見込んでいるのかということをお聞きいたします。

それから2点目に、議案はこれは団体と契約するという事になっておりますから、議案は団体になっておりますけど、説明資料の方は代表者がというふうになっております。代表者が市長であれば問題ないんですけども、市長以外の場合、市がどういう形で関与できるのか、すなわち金は出すが口は出せない。施設の管理というだけのことなんですけれども、それが運営面、ソフト面まで管理者という懸念はないのかということについてお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、1点目の経費の減、職員減をどの程度、具体的に見込んでいるかという御質問でございます。

すが、今回、御提案いたしました施設につきましては、旧3町におきまして、既に全部又は一部委託をしているものでありまして、したがって、これらの施設につきましては、従来から職員の配置はしておりませんで、人的な削減に直接的効果が出るものではありません。しかしながら、これまで市の職員が直接担当してきました事務を、指定管理者へ代行させる事務等もあることから、現在進めております行財政改革による事務事業の見直しや組織の見直しなどによる効果等をトータルで、来年の退職者の不補充等によりまして、職員数の削減につながっていくというふうにご考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

それから、2番目の質問といたしまして、市長が代表になっている団体は問題ないかも知れないが、代表になっていない団体についての責任の関与ということにつきましての御質疑だということでございますが、指定に当たって、議決する事項としまして、現在、御提案しておりますように、指定管理者となる団体の名称、それから指定の期間等であるということでご提案しておりますが、説明資料には議会の皆様相手方の団体等を、内容をより理解いただくために明記したところではありますが、特段このことについては明記しなくても構わないというふうになっているようでございます。しかしながら、今、御懸念のことがありますので、指定管理者の業務について、その市長が代表でない団体については、どの程度関与できるかということでございますが、このことにつきましては、地方自治法第244条の2第10項で、普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるというふうに規定しております。これを受けまして、本市の志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第7条及び第8条において、指示ができるように規定しております。また、これらの指示に従わない場合は、指定の取り消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができることにしておりますので、市としての施設の設置者としての責任は保有するとともに、指定管理者に対しても監視・指示ができるものであります。そのようなふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 二、三お伺いしておきたいと思うんですが、公の施設を指定管理をしていくという場合と、指定管理をする中で、今回のように、この収支営業を目的とする指定管理というふうにあると思うんですが、今回のように、収支が伴ってくるような指定管理、これの管理先の最たる条件は何だと思われませんか。

○市長（本田修一君） 収支の営業を伴って管理を指定管理者としてお願いする団体につきましては、その収支の改善に向けて努力が見込まれるものというのが第一の要件かと思えます。そして、その前提としましては、当然ながら、従来のおりのサービスの提供が十分、住民の方たちに確保されるということが前提になろうかと思えます。

○31番（野村公一君） 今回、蓬の郷については、蓬の郷の管理組合ということに指定がされておりますが、この蓬の郷管理組合の17年度の収支状況がどうなのか、ちょっと報告をしていただきました

いと、それが第1点。

それから、管理委託料の2,700万円なにがしかの支出計画がありますが、これの800万円という人件費はどういう人に充てられるものか、それが第2点。

それから、この管理組合の当然、役員が構成されると思われませんが、その役員をちょっとお知らせを願いたいと、以上です。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） まず、第1点目の収支につきましてですが、平成17年度の決算から申し上げます。総収入が1億8,779万6,088円、総支出が1億8,517万7,698円でございます。税引き前の利益は261万8,390円、消費税が389万8,100円、法人税が7万1,000円、前期繰越損36,830円、差し引き138万7,540円の赤ということでございます。

職員数が、現在35名でございますが、そのうち臨時職員が30名でございます。それに伴う人件費が840万2,000円というふうに見積もっております。

それから、役員でございますが、現在の役員が、運営委員といたしまして、議会から議長、副議長、それに総務常任委員会の委員長、文教厚生常任委員会の委員長、産業建設常任委員会の委員長でございます。それと、あおぞら農協の代表といたしまして、農協の組合長、それからJAそお鹿児島農業協同組合の組合長、それに志布志市商工会の会長、志布志漁業協同組合の組合長、曾於地区森林組合の組合長、志布志酪農業協同組合の組合長、有明老人クラブ連絡協議会会長、有明婦人団体連絡協議会会長、有明青年団連絡協議会会長、それから地域興しグループといたしまして、有明べぶんこ村の助役、監査役につきましては市の監査委員の重留監査委員と木藤監査委員、それにあおぞら農業協同組合代表監事といたしまして、中之内監事でございます。以上でございます。

○31番（野村公一君） 今回、この管理組合に指定をしていくということでございますが、収支状況から見て、決してその豊かな経営状態じゃないというのは明らかであります。したがって、その管理を指定をしていく、その際の管理組合に対する行政からの要請というのは何かなされたのかどうか、それを1点。

○企画部長（持富秀明君） 今回の指定管理者制度につきまして、法の規定によりまして、9月1日をもって実施をするということになります。経営状況につきまして、ただいま申し上げました17年度の結果を見ますと、マイナス部分が出ております。個々の問題につきましては、経営状況を見ながら、税対策等のこともございまして、それらの経理状況を考えながら経営がなされているというふうに考えます。もともと指定管理者制度につきましては、経営の効率化ということが、やはり法律の趣旨であるというふうに理解をいたしております。したがって、今、御指摘の指定管理者制度にいたしました場合に、それぞれの営業努力、そういうもの等については自覚をもって経営理念を貫き通すための要請をして、総体的な協定内容の中でそれらも示していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第89号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第90号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第90号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、ダグリ公園の公園施設で、指定管理者となる団体を志布志市志布志町夏井203番地、財団法人志布志市観光開発公社とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成19年8月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（林 勇作君） 6月もいろいろお聞きしたわけですが、臨時議会で説明をするというようなことで答弁があったところでございます。そこで、まずお聞きしたいと思います。

このダグリ荘につきましては、建設当時からいろいろ心配をされたわけですが、今回、指定管理者ということで検討をされたというふうなことで、まず1点お尋ねをいたします。

公の施設のいわゆる検討委員会でどのような検討がされたものか、まずそれを1点。

それから、まずその指定管理者制度の判断基準ということで、先ほども出ましたように、ダグリ荘についてはそれなりの利益追求並びに償還金の問題もあるわけですが、そこでまず1点、検討委員会でどのようなその判断基準に基づいて、今回は観光開発公社、従前どおりだというようなことで理解をするわけですが、新たに指定管理者を決めるということで、検討委員会なるものができたわけですが、その中でどのような検討をされたものか一つお願いをいたします。

それから、そのいわゆるこの中で民間業者との問題とか、収益の検討とか、それから公園施設の

いわゆる遊園地の検討はどのようにされたものかですね、わかっておれば一つお願いをしたいと。それはなぜかと申しますと、19年度から公募というようなことで、準備期間というような説明があるかと思うんですが、大体一回議会に提案されますと、あとはもうずっとそのままいく条件でございますので、その公園、遊園地関係の整備の問題、いわゆる収益の問題、民間業者との問題、こういうコスト削減とか、こういうものを検討されたと思うんですが、ひっくるめて一つお願いを申し上げます。

それから、この中で一番問題になるのは、当初の長期経営試算、こういうものが町議会においていろいろ検討をした結果がございます。そうなりますと、今年度では5億6,000万円というような収入というような予定をされておるわけですが、ここらあたりの関係も一つお願いを申し上げます。

それから、償還金でございますが、1億円、償還というようなことでございますが、この償還について、特別会計ですから、諸々あろうと思うんですが、今後の方針、19年度以降の検討もされたと思うんですが、そこらあたりを一つお願いを申し上げます。以上です。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） まず、検討委員会でございますが、庁舎内におきまして、指定管理者制度に関する、まず指針等を定めまして、そこから検討を始めてきたところでございました。検討委員会での内容といたしましては、当然、この制度を運用するにあたっての公募あるいは非公募に、どういった施設が該当するかという観点から、まず検討いたしたところであります。したがって、今回、ボルベリアダグリにつきましては、非公募という形にいたしました。それにつきましては、先般、条例をお認めいただきました指定管理者の指定の特例、これは第5条でございますが、これをこの中の第4号でございます。当該公の施設の業務の内容に特殊性があり、特定の団体でなければ、その管理を安定して行うことができないとき。そしてまた第5号で、当該公の施設の設置目的に照らし、その管理について地域の活力を積極的に活用する必要があるとき。第6号では、その他市長が特に必要と認めるときという、こういう規定があるわけですが、これを適用して、今回につきましては非公募の形でやっとなし、提案しているところでございます。

今回、これまで検討委員会を4回程度、実施をいたしております。

判断の基準といたしましては、今、条例を申し上げましたけれども、遊園地につきましても、やはり一体的な施設だというような考え方から、総体的な委託の方法をとるということでございます。

それと、長期経営でございますが、当然、平成12年にボルベリアにつきましては開設をされております。その時点で長期計画等が示されております。特に御指摘にもありましたように、約5億円を超える計画が計算として成り立っております。それにつきましては、現段階でのですね、12年から17年までの経営状況を見てみましても、やはり3億円から4億円、4億円までは届きませんか、3億円から4億円の間の営業収益でありまして、当然、計画の域に達してはいないわけでございます。したがって、償還金が今1億270万円程度ですね、ございます。したがって、経営というものの中で、この起債を総体として一緒に見るか、それとも起債はあくまでも市の借入金でありますから、それを分けて考えるか、非常にここで悩むところでございますが、現時点といたしまし

ては、この起債償還も含めた中で、そしてまた市からの持ち出しができるだけ少なくなるような方策として経営努力を行うべきではないかというような考え方から、現時点ではこれらも含めて委託するという考え方でございまして、特別会計でございしますが、その中でやはり営業努力をいたしても届かない部分がありますので、できるだけその額が届かない部分が少なくなるような形で経営努力を続けていきたいという考え方でございます。

当然、次のステップのですね、これを公募型に例えればするということになりますと、当然、利用料金制というものも出てくるわけでございます。したがって、それらも含めて、公募型にする場合に、提案をしていく形になるわけですが、やはりその中で一番良い提案をしたところと協定を結ぶというような形になってくるかと思えます。やはり、それにつきましても、総体的な中での持ち出しの少ないといいますか、効率経営とそれからいけば営業努力といいますか、その両面を見ながら公募にしていくという形になろうかと思えます。そういったときには、協定書の内容等につきまして、まだ細かいことについてですね、現時点ではまだ中途半端でございすけれども、当然その経営努力の中で進めていくというふうになろうかと思えます。

○17番（林 勇作君） 先ほど、これは市長からお聞きしたかつたんですが、部長が説明されましたので、再度質問をしたいと思えますが、先ほど部長は、いわゆるコスト削減なるものが、この指定管理者制度の基本である、先ほど蓬の郷の問題で発言をされたところでございすね。それからいたしますと、当然それなりの検討をされるべきではなかったのかと、あまりにも大きな償還金であるわけですが、それでまだ中途であるというようなことですね、議会に提案をされる。ここらあたりが私どもは6月に聞いたときには、臨時議会のときにそういう関連を説明をいたしますという答弁の中でですね、今回お聞きするところなんですが、またその19年度のために、それを言われると、今準備中であるというようなことですが、再度お尋ねをいたしたいと思えます。

その中で、いろいろ検討委員会の中で、ダグリのまず建設当時の内容も検討をされたと思うわけですが、10億6,000万円の公営企業債を借り入れをして、それを条件に特別会計に繰り入れた経緯・経過があるわけですね。それはもう企画部長ですので、おわかりだと思えますが、それはそれとして、今回その今までは民間人のダグリ荘は支配人ということだったわけですが、今は支配人は誰になっておられるのか、まずお尋ねをしてみたい。

それから、19年度、いわゆる公募というような6月議会の中でこれが提出されているわけですが、そうした場合、民間が落札した場合には、観光開発公社はどのようなその内容になっていくのかですね、そこを2番目にですね。

それから、先ほども出ましたように、理事、評議員の氏名がわかっておれば、お願いをしたいと、まず思えます。

それから、当然、今まで観光開発公社が経営をして、なかなか償還金が追いつかないというような状態であったわけですが、当然、今回新たな志布志市となった時点でですね、そこらあたりは観光開発公社がやることについて、とやかく言うつもりはないんですが、市長として、住民の税金をですね、いわゆる民間もある仕事ですので、ダクリというのはですね。その中で1億いくらの償還

をするわけですが、今後、一般の税金をどの程度、その経営試算の中で検討された結果ですね、繰り入れをされるのか、そこらあたりも併せて一つ答弁をお願いを、これは市長にお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、また改めて、こうして具体的に来年の8月までに指定管理者を公募するというようなことで御相談しているということですが、私どもはこのダグリ公園、ボルベリアダクリというものにつきましては、本当に貴重な市民の財産ではなかろうかというふうに思うところでございます。そのような貴重な市民の財産が、市民の福祉の向上のために生かされるべきだというふうに改めて思うところであります。そういう観点から、観光開発公社といたしましても、今まで様々な取り組みをいたしまして、経営改善に向けて努力してきたところでございますが、御指摘のとおり、償還の財源に追いつかない経営状況であったということでありまして、一般財源の支出があったということであるようでございます。私は市長になりまして、そのことも十分考慮の上、今回、改めて期間的には短いかも知れませんが、観光開発公社として経営改善に真剣に取り組むべきだということを考えまして、新たな形の職員の配置をしたということでございます。経営改善に向けまして、事務局長兼支配人としまして、本市の職員を配置しております。

それから、2番目に公募の際に民間落札があった場合、観光開発公社の人員はどうなるかという御指摘でございますが、そのことについても協定書の中で、職員につきましては引き続いて雇用が確保されるような形で、条件としまして公募の業者におきましては説明をするというような形になるかと思っております。

それから、役員構成でございますが、理事といたしまして、私、市長本田、それから助役の瀬戸口、あるいは港湾商工課長の小辻、それから民間の方から若潮酒造の下戸さん、それから東山さん、岡留さん、橋口さん、柿元さん、閨野さんという方々が理事として、役員として入っております。それから、幹事といたしまして、山畑さん、末永さんが就任されております。

それから、評議員といたしまして、議会の方から谷口議長、それから立山委員長、そして民間の方から中水さん、横峯さん、柿並さん、江川さん、それから本市の職員としまして、隈元部長と永田部長が評議員として経営にあたっております。

それから、一般財源の繰り入れの見込みというものはどれくらいというふうに考えるかということでございますが、そのことにつきましては、現状より、とにかく改善される形の繰り入れというものを目標としまして、経営改善に向けさせていただければというふうに思うところでございます。

○17番（林 勇作君） 観光開発公社ですので、当然、今までの経営実績、かれこれもわかっているわけですが、今回、指定管理者としてされる条件としてですね、どのような申し入れと、いわゆるそういう償還金のいわゆる額も多いわけですから、今回この指定をされるのについてですね、条件としてどのようなことを考えておられるのか。当然、市長やら助役も入っておられるわけですから、議長もですね。当然、その今までずっとやってきた結果、当然足りないわけですから、その公社に対してですね、どのようなその条件で、指定管理者としてですね、付けられるのか、そこらあ

たりを一つお願いをしたい。

そして、経営目標というのは当然あるわけですが、その目標も立てずに公社に検討をされた結果、されるのかですね、当然、先ほど部長が言われたように、経費節減が最大の利点というようなことで先ほども答弁があったわけですが、そうした場合に、今回、観光開発公社にどのような許可の条件の中ですね、指定管理者とされるのか、再度答弁をお願いをしたいと思います。

○企画部長（持富秀明君） 議員御指摘のとおり、これまでの経営の状況が17年度までの決算として過去の実績も出ているわけでございます。したがって、この金額をいくらにという、議員おっしゃるように、いくらでというですね、これにつきまして、この実績を見ながらですね、この中でやっぱり双方協議をしながら、そこらあたりについては決定していかなきゃならんというふうに思っております。したがって、十分、今おっしゃった、そういう経営努力、それから収益の増、あらゆる方策を講じて、この経営努力をしなきゃならないわけございまして、過去の実績等を踏まえて協議をしまいたいということでございます。

○市長（本田修一君） 18年度の観光開発公社の経営計画があるわけございまして、それに向けて、最大限の努力を払っていくということが前提となろうかと思っております。そのことも当然、償還金につきまして、なるべく負担がかからないような形の経営計画が盛られているということございまして、その計画の達成に向けて、全力で取り組んでいきたいということございまして。

○議長（谷口松生君） 17番、林勇作君、特に許可します。

○17番（林 勇作君） 先ほど申しましたとおりですね、内容はわかっているわけなんですよ。今回、新たに検討委員会の中で検討されたわけですから、もう少し議員に丁寧に説明をさせてもいいんじゃないかと思うわけですが、ちょっとお聞きするわけですが、その1億いからの償還はあるわけですから、当然、前のことを言うとおかしいものですから、言わないんですけど、前はそれなりの努力目標の金額を上げてやっておったんですよ。まあその中で、予算の中ですね、そういうものの提示があったわけですよ。今回の場合は、ただその都度、その都度、やるから、やるからと、それはもうわかるんですよ。確かに理解はするんです、私も。だけど、何のために指定管理者として委託をされるのかですね、そこらあたりをですね、再度、その繰入金も今度は出てくるわけですから、それを事前に議会に言うと、また後でいろいろというようなことも思われるかも知れませんが、それじゃなくてですね、せっかく委託されるのであれば、そこらあたりの条件ぐらいはですね、それなりの提示があってもいいんじゃないかと私は思うんですが。再度、お願いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年度の事業計画では、約6,000万円の収益を見込んだところでございます。公募時にこれらのことを踏まえて検討し、そしてさらにこれより上回る収益を上げるべく、今、経営改善に取り組んでいるというふうに御理解していただければと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 一つ、市長さんに、しっかりした姿勢をお伺いしておきたいと思うんですが、こういう収支がはっきり出てくるような商い、一般的に私はこれからの行政は商いをすべき

ではないと思っています。したがって、なるべく近い将来に、その贅肉をそぎ落としてスリムになっていくということが、私は行政の姿だろうというふうに考えています。その一環として、今回の指定管理というのも、その順番の中であるだろうと思うんですが、いつまでも行政が手を添えていくのか、完全に行政から離していくのか、市長としてどうお考えになるか、それを1点。

それから、19年、これは事務局方でもいいですが、19年に公募に移行していくと、今回は従来どおりの公社に指定をしたわけですが、公募にしていくこれからの手順、行政としてどうお考えになっておるのか、それが2点目です。

それから、今回、公社に指定をしていく中で、公社の経営改善に努めるという御答弁のようでございます。その一環として、職員を支配人として、今回送られたということのようでございますが、市の職員をこの支配人に置くことによって、どういうメリットが生じるのか。何をその職員に期待をされておるのか、それが3点目であります。

それから、当然、市長の狙いとしては、公社自体の努力、それに加えて行政主導の改善というのを狙われておるといふふうに私は理解をしますが、具体的に何をお考えになって、職員を支配人に置かれたのか、その点を併せてお伺いをしてみたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度がとられたということは、民間の活力と、そしてその綿密なサービスが期待されるものについては、どんどん民間に任せていくべきだという方向性が前提になっているかというふうには考えるところでございます。ただいま議員がおっしゃったような方向性が大前提だというふうには考えているところでございまして、それではこのボルベリアダグリ、ダクリ公園一帯につきましての指定管理者をどういふふうにするかというふうに考えるときに、私はなるべく先ほども申しましたように、今まで市民が親しんできた貴重な市民の財産であるということが、感情としてはあろうかというふうに思います。そのようなことで、できれば市の方が管理をした形で経営が維持できればよろしいわけですが、それはとても現在、今までの流れを見たときに、難しそうだということでございますので、改めて公募制という形で御提案しているということでございます。そのようなことでございますので、今、提案しております期間で、またひよっとすれば、行政から手が離れるような経営が今後なされるのかなというふうには思うところでございます。

それから、職員を支配人として派遣して、何を狙いとして派遣したかということでございますが、旧支配人の方が期間が満了ということで、そしていろんな形の取り組みをしていただいたわけでございますが、さらなる形でこの経営改善を残された期間の中で、経営の改善を図っていくためには、どうしたらいいのかということ考えたときに、計数管理というものにつきまして、厳しくその職員に見つめてもらおうというようなことで、そのような面で優れている、そして、組織体制の管理について優れている職員ということで、支配人として派遣しているところでございます。さらに、経営の改善というものにつきましては、先ほどはちょっと説明が漏れてしまいましたが、アドバイスしていただくコンサルタントという立場で、別な方にも経営改善に向けて御協力をいただいているところでございます。

それから、そのことによりまして、実際、現在、まだ期間が短いところでございますが、様々な取り組みがなされて、そして様々な形で効果が出てきているというふうに私は考えているところでございます。

公募していく手順につきましては、担当部長の方に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） これから具体的に、公募に向けて内容等について詰めていきます。公募型にした場合に、やはり提案の中でこういった提案を求めるかという、そういうことになってくるかと思えます。先ほどから申し上げていますように、やはり経営の、特に一般会計に負担がかからない形での公募ということが第一義的な着眼であろうかというふうに思うわけでございますが、平成18年収益6,000万円という形でございますので、この6,000万円を基準にしながら、やはり軽減を図っていくという、そういう形になろうかというふうに思うわけでございます。公募型にいたしました場合、先ほど申し上げましたけれども、利用料金制という形に変わっていくべきものだというふうに思いますので、やはり指定管理者がその収入も指定管理者の収入になるというような形での料金制という形になっていくというふうに思いますので、その点も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、るる議論されたわけですが、このボルベリアダグリに関しましては、市長の方も、これまで市民が親しんできた市民の財産であると、そして市民の福祉向上へ向けて、やはり大切に維持していかなきゃいけないという議論があったわけですが、今、野村議員の方からもありましたように、その答弁の中で、市長も将来的には行政の手を離れると、そしてそれで維持ができるというのが理想であろうというような話もあったところですが、旧志布志町時代もこういった議論がるるされて、そして漏れ聞いたところによりまして、二、三、いわゆるそのボルベリアダグリ自体をですね、売却していただけないかと、そういった方々もその当時の首長のところに見えた。また、今、本田市長のところにも、そういった方が見えたのではないかとということもちょっと聞いております。そういった意味で、いわゆる行政が手を携えて今後やっていくと、これまでのデータから見ていくと、少なくとも毎年、一般財源からですよ、特別会計へ4,500万円前後の繰り入れをしていかなきゃいけない。これを長引かせて、そしてやはりこれでは厳しいと、そして売却するしかないなというふうになってくると、これはその3年、4年間あるいは5年間ぐらい、そういうことを経た後にですよ、売却という方向しかもうなくなってきたというふうになると、これはまた問題であろうと思うんです。そういった意味での市長の現時点でのですよ、行政としてやっていくのであればやっていくと、いわゆる指定管理者として来年の9月まで、8月いっぱいまでですね、今決まっています。その後は民間への公募となっていく。しかし、その後も手を携えていくのが今の流れですので、それでなおかつ財政的に苦しいとなると、売却という考え方は、市長の中にあるのかないのか。また、そういうふうに行政の側が一貫して手を携えて、そして市民の財産であるから維持していきたいということを経験としてですね、掲げて頑張っていこうとするのであれば、例えば仮に民間が、公募になって民間がいわゆる落札したと。そして、その民間と一緒に手を携え

てやっていくということになっていくと、これは商売ですから、ある意味で他の地元業者とのですね、民間業者に対する圧迫という問題等もやはり出てくるわけですね。そういったことの議論はどうだったのか。あと、新市になって、先ほど理事会、評議会の話もありましたけれども、この理事会、評議会等で、今後の経営、営業の在り方、そういったことに対してどういった、細かくは結構です、どういった議論があったのか。また、先ほど理事の名前も出していただきましたが、少しちょっと書き留められなかったものですから、仮にその理事の方に、このボルベリアダグリに対する納入業者は入っていないのか。入っていれば問題がある。以前、そういう議論をしました。そして、昨年、そういったものが改正されたと聞いております。そしてまた、今回になって新たにそういったことがあるとすれば、それもおかしな話だなというふうに思いますが、その点、まずお聞きをしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度がとられてきた経緯につきましては、様々な形で議論していただいてきまして、そして御理解していただいたというふうに思います。しかしながら、重ねて言いますが、あのダグリ公園一带につきましては、素晴らしい市民の財産ではなかろうかというふうには思うところがございます。このことについては、どなたも御異存はないということではなかろうかというふうに思います。そのようなことがあるということがございますので、短い期間ではありますが、最大の経営改善に向けて、今回取り組まさせてもらいたいというふうに考えまして、様々な形でその取り組みを今しているところがございます。そのようなことがございますので、経営改善が仮に見られなかった場合は、売却もやむなしというふうには思うところがございます。

それから、民間の方々が落札をされた場合、当然、純民間業者が営業ということがございますので、その場合には他の業者とも連携しながら、この地域の観光振興というものを図っていただきたいというふうに思っています。現在でも、この近くでホテル経営をされています志布志湾大黒さんとも十分お話をさせていただきまして、お互いにこの地域の浮揚を図るために、どういった観光振興策が必要かということをつも話し合いをさせていただいているところがございます。単一の宿泊施設だけでは、また単一の限られた施設だけではその地域にとっても観光客は来てくれないだろうと、お泊まりになっていただけないだろうというふうに思いますので、全体として、この市、地域全体の観光振興を図っていくために連携していかなきゃいけないということは、現在でも将来においても変わりはないというふうに思います。そのことは他の業者の方も十分御理解していただいているものと思います。

それから、役員の中に、理事の中に納入業者はいないかということがございますが、理事の方にはそういった方はいないということがございますので、御理解していただければと思います。

○14番（小野広嗣君） だから、見極めが大事であろうと思うわけですね。だからこういう厳しい状況、だから市民のこの共有の財産であると、それをでき得るならば、しっかりと維持していきたい。ある意味では、しばらくの間は、官民一体となって、営業努力、経営努力をしていきたいという市長の切なる願いみたいなことだろうと思うんです。ただ、その願いと現実というのは、また別

です。逆に、この4,500万円前後のお金を一般財源から毎年、毎年投入していくと、そうやっていったときに、やはりしっかりですよ、その方向でしばらく走るということであって、そしていざそれでもなおかつ頑張ったけれどもできない。そのときは売却もやむなしというお話をされたわけですので、そうであれば、なおさらのことですね、現時点での状況というものを、やはり市民にしっかり知らしめて、4,500万円の説明責任というのは大きいですよ。これをしっかりやってほしい、これが一つ。

あと、このことだけではないんですが、この全体を通してかかわることですので、この場所でちょっとお聞きしておきたいんですが、この指定管理者にしていく、これまでと形態は変わらないんだろうなとは思っておりますが、いわゆるその指定管理者が業務を行う上で、いわゆる業者に委託をしていますね。そして、この委託の選考をしていく、こういった部分に対して、これまで指名委員長は助役でありますね。今後、こういったことがこれまでの経緯も踏まえてなされていくであろうと思うんですが、中にいわゆる地元業者に、その仕事ができる業者がいなければ別ですが、市外から求めることも当然必要でありましょう。しかし、地元でそういった業者がいるのに、それを通り越して、他市、他県からですね、入れ込んでいく考え方、いわゆる地元業者を大事にしていくという姿勢というのはすごく大事であると思うんです。なぜこういう話をするかといいますと、具体的に業種も何種類かあるわけですが、例えば一つの業種がありますね、そのことに対して、曾於市では曾於市以外からの業者は入れない。鹿屋も、例えば合併しましたので、輝北町、串良町は、これまでは町外からも入れてました。ところが、鹿屋市になって、鹿屋市の流れに沿って、鹿屋市外からは入れない。そして、串間市も入れない。そうやっていったときに、志布志市は入れてるといふことがあるわけですね。そういったときに、じゃあ地元で頑張ってる業者というのは、地元ではじかれると、どこでも仕事ができなくなるという現状があります。そういったことに対するですね、しっかり目配りをしていただかないと、負担を押しつける、地元業者を頼りにしていくという姿勢がですね、やはり崩れてるんじゃないかという気がします。これは他の指定管理者制度の中でも、管理委託制度はどんどん進んでいくわけですので、そこをちょっと関連としてお聞きをしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年毎年、一般財源から繰り入れて、今後いくということは避けたいというふうに思います。そういう意味で、民間の方々が落札されて、そして経営を今後されていくと、方向性があるのはやむを得ないなあというふうに思うところでありますが、残された期間という言い方もおかしいわけですが、現在は懸命にその経営努力について取り組んでいるということでございますので、そんなふうに御理解していただければと思います。

それから、入札につきましては、指名業者につきましては、私の方からもいつも地元業者を最優先して、指名はするようというふうには指導しております。入札制度におきましては、5社程度が望ましい。5社程度以上というふうになっておりますので、それに満たない場合はやむを得ないというような形で、現在、そのことについて指導しているところでございますので御理解していた

できればと思います。

○14番（小野広嗣君） 市民への説明責任は。

○市長（本田修一君） 市民への説明責任でございますが、様々な形でですね、その経営内容についても、そして現在の状況についても、お知らせをしていきたいというふうに思います。そして、改めて経営について、こういった状況だということをお話しまして、十分そのことを深く考えて、責任感をもって遂行していきたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 先ほど、市長の答弁の中で、コンサルタントも導入して、その効果も徐々に上がってきているというお話がありました。そういうことで、経営が良い方向に向かえば結構なことだと思うんですが、そのことについてちょっとお尋ねになりますけれども、このコンサルタントという方は、法人なのか、個人なのか、またその指導体制といいますか、どのような形でされているのか、その費用はどうなっているか、その3点をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども説明いたしましたとおり、経営改善に向けて、コンサルタントの方をお願いしているということでございます。そのコンサルタントは個人の方でして、北山邦子さんとおっしゃる方でございます。業務委託契約を提携いたしまして、そのコンサルタントをお願いしているということでございます。費用につきましては、無料ということでお願いしておりまして、そして経費につきまして、旅費としまして交通費を支払うということにしております。

○19番（岩根賢二君） 無料ということですが、無料で効果があれば、それに超したことにないわけですけれども、その指導の形ですね、毎日勤めておられるんですか、それともその機会がある度に来て指導されているのか、その点を確認したいと思います。

○市長（本田修一君） 毎日は勤務されておりません。時間を見て、コンサルタント業務をしていただくということになってはいますが、現在、依頼を始めた直後でございますので、ほとんど来られて指導をしておられるようでございます。これは軌道に乗れば、また一定期間おいた形でコンサルタントしていただけるんじゃないかというふうに思っています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第90号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されま

した。

日程第7 議案第91号 有明開田の里公園の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第91号、有明開田の里公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号、有明開田の里公園の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、有明開田の里公園で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉1510番地、志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第91号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 伊崎田保育所の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第92号、伊崎田保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号、伊崎田保育所の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田保育所の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊崎田保育所で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉8547番地1、社会福祉法人純真福祉会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第92号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第93号 志布志市市民センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第93号、志布志市市民センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第93号、志布志市市民センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市市民センターで、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志3222番地1、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

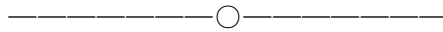
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第93号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第94号 志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第94号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号、志布志市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市老人福祉センターで、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志3222番地1、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

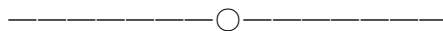
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第94号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第95号 志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第95号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号、志布志市老人憩の家の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市老人憩の家で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志3222番地1、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第95号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第96号 志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第96号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第96号、志布志市健康ふれあいプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市健康ふれあいプラザで、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町志布志3222番地1、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第96号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第97号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第97号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、有明シルバーワークプラザで、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉1756番地、社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第97号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されま

した。

日程第14 議案第98号 松山家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第98号、松山家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号、松山家畜指導センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、松山家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、松山家畜指導センターで、指定管理者となる団体を、曾於市大隅町岩川5591番地1、そお鹿児島農業協同組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 指定の期間がですね、平成21年までと、3月31日までとなっておりますが、95号までは20年ということで、年数が1年違うわけですけど、この年数の違いというのは何か特別な理由があるのかお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

この指定期間が18年から21年までということ、内容等につきましては、1年ごとの更新というのが検討しなきゃならない分もあるんですけども、ここにつきましては3年ということで、別段、前段の案件とは必ずしも一致しないわけでありまして。また、見直しをする分については、必要があるという分については、期間が短いわけですが、この分につきましては、3年間ということで、この期限を切ったものであります。

以上であります。

○19番（岩根賢二君） 確認ですけれども、期間の短いのは、途中で見直しの必要が出てくるのではないかということの配慮の上でこうなってるということですね。

○総務部長（隈元勝昭君） はい、そのような考え方でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） 1点だけお願いしておきますが、志布志市になりまして、今、畜産については非常に取り組みも前向きに取り組んでいくように思われるわけですけども、こういうセンターのですね、やはり晴天ばかりの日ではないような気もするわけですね。雨も降ったりするわけですね。そういった関係で、やはり非常にこの施設の事業内容も、品評会とか、あるいは登録検査とか、

こういうものもあるわけで、やはり雨天の場合でも、やはり検査をする場合に、よく見れるような屋内検査場ですね、こういうのがやはり畜産農家の皆さん方の要望は多いわけです。やはり暗いところで見ると、やはり明るいところで見ると、大分違うそうです。我々もそういう農家の一人でもあるわけですが、そういうようなことで、これからの畜産ということを考えた場合には、こういう施設のやはり増設もですね、しようじゃないかと、こういうふうに思うわけですが、この件について、市長はどういうふうにお考えかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私の方にそのような要望というのは、直接届いてないわけでごさいます、もしそういった要望があるとすれば、十分に検討させてもらえればというふうに思います。いずれにしても、新市となりまして、農業振興、その中でもとりわけ畜産振興につきましては、真剣に取り組んでいくと。特に、最近、価格がまだまだ維持されてきておりまして、増頭の傾向がございますので、このことについての関心は高いものというふうに思っております。そのことを十分御意見を賜りながら検討させていただければというふうに思います。

○22番（宮城義治君） 市長の答弁で、私のところにはそういう声が届いてない、ちょっとおかしいような気もするんですが、いろんな畜産のそういう同好会の話の中でも、やはり今日は天気が悪くて、例としてみますと、7月の有明町でありました登録検査、あの中でも朝から暗いところでやるとるわけですね。やはり暗いところ、施設がないわけですから、一部の中の場所でないといけないわけですね。蛍光灯の丸いのが一つあって、やはりそれからちょっと天気になりました、晴れ間が出てきて。外に出したら、ああ後からの点数は良かったよというような声も聞くわけです。いいですか。市長もですね、やはりそういう場を見られておるわけですから、今後、市になって、どうしても雨が降る場合は、どこか1カ所でもですね、屋内のそういう検査場をつくるとか、そしてやはりせっかく養った牛が、やはり良い点数をとるためには、そういう施設も必要じゃないかというふうに思うわけです。そういうふうなことで、今お願いしておるわけですので、もう一回、そういう耳にしないということはちょっとおかしいような気がするわけですので、もう一回答弁をお願いします。

○議長（谷口松生君） 指定管理者の関係ですので、答弁を許可いたします。

○市長（本田修一君） ちょっと舌足らずだったかも知れませんが、担当の方には十分そのことはきていると思います。そのようなことも踏まえまして、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第98号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。

—————○—————

午後0時3分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第15 議案第99号 志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第99号、志布志家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号、志布志家畜指導センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志家畜指導センターで、指定管理者となる団体を、曾於市大隅町岩川5591番地1、そお鹿児島農業協同組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第99号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第100号 有明家畜指導センターの指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第100号、有明家畜指導センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号、有明家畜指導センターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明家畜指導センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、有明家畜指導センターで、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉1373番地1、あおぞら農業協同組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第100号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第101号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第101号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条

の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志市やっちくふるさと村で、指定管理者となる団体を、志布志市松山町新橋1526番地1、株式会社やっちくふるさと村とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの提案されたやっちくふるさと村の指定管理の内容でございますが、この施設につきましては、第三セクターとして発足して、はっきり申し上げまして、現在まで赤字経営で、ようやくここ1、2年の中で自立できるめどがたった会社でございます。その赤字経営のもとと申し上げますと、現在まで町が設置いたしました鉄骨のハウス等の管理そのものが会社経営の足を引っ張っておったことございまして、幾度となく議会といたしましても、他の方に対して公設民営の方でやった方がベターではないかということをお提案申し上げてきた過程の中で、ここ2年ですか、そういう形でやりました、会社としてはようやく自立するめどがたって、現在にいたっておるわけでございます。そこで、それ以外の花の苗を作るということで設置いたしました育苗ハウスの管理を、今回もこの会社に内容としてやろうとしておられるわけでございますが、会社そのものとして、ハウスを運営し作業する、一応そうした人的装備はないわけございまして、シルバーなりその他にお願いしなければならないということであるわけでございますが、一言申し上げますと、委託を受けた内容でやればいいじゃないかと、シルバーでも頼んでやればいいじゃないかということになる方もいますけど、現在のあの経営の状況、人的装備の過程からいたしますと、本業である会社の経営に専念すべきものがベターと私は考えるわけございまして、やはりハウスを運営するとなりますと、中に入っているものは生き物でございます。日夜の見回り、日夜のいわゆる心配りがなければ、中に入っているものも育ちません。そういう面から見た場合に、市としてはあそこの施設そのものを、一括してこの会社に管理委託をやるということが一番都合のいいわけでございますけど、この育苗ハウスそのものの委託、その方を切り離して委託できなかったのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

ふるさと村の施設としてではなく、市の育苗管理施設として市が造った育苗施設じゃないかと、今の質問はないかというふうに考えておりますが、それらについてすべて17年度から、ふるさと村がそれらの管理を委託管理も一緒にやるということになっていたわけでございますが、それらの中身につきましては、先ほど議員の方から話がありましたように、市が管理をするのがベターなのか、それよりふるさと村がした方がいいのかということをお考えたときには、当然、朝昼晩、管理ができるふるさと村が、そういった水を散布したり、かけたり、苗の確認というのはできるんじゃないかという格好の中で、一体的にやはりした方がいいんじゃないかというふうに考え、そのような中で

今後お願いするというふうになったところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 当然周囲にあるわけでございますが、市としてはその方が都合がいいでしょう。しかし、本来の会社の経営そのものから見る場合につきまして、経営の中から委託料そのものが経営の利益の中から足を引っ張るようなことにある場合は、私は問題があると思うわけでございます。実質、現在までの運営そのものにつきましても、シルバーなり、それなりの方を雇用して管理しておるということでございますので、私としては本来のその経営の目的に、この会社が運営するとするならば、利便性がどうであろうとも、会社自体で本来管理できないわけでございますから、人を頼まなければ管理できないわけでございますから、別途やはり管理すべきじゃなかったかというふうに私はこう考えるわけです。その点について一つお願いしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） はい、ただいまの質問にお答えしますが、当然市として別にその花の育苗施設を管理するというのが、果たしてどんなものか、そこらあたりを総体的にしたとき、こういった指定管理者制度がある中で、一緒に管理した方がいいんじゃないかという格好の中で判断をし、お願いしようということに決めたところでありました。

○18番（木藤茂弘君） 過去のいわゆるいきさつがあるが故にですね、こういう問題を一応追求しなければならぬわけございまして、本来の一応会社の経営とはですね、別物でございます。そこらあたりを認識の上でですね、今後やはりやるべきかやるべきでないかということについては、判断をしてもらいたい。ただ、周囲にそういう施設があるが故に、一括して管理した方がベターであるというのは、当然一応都合としてはそういうことになるかも知れませんが、会社の経営そのものを考えた場合にはですね、第三セクターとして仮にこのような会社が倒産ということになりますと、ほとんど市が結局投資しておる会社でございますので、すべてその負債は市が持たなくてはならないということに法的にはなるかと思いますが、そういう面から考えた場合ですね、担当課としては特に育苗ハウスそのものの経営が委託料金の中で運営されておるのか、会社利益の中から、この育苗ハウスを運営しなければならないがために、足を引っ張っておるというようなことがあってはならないと思います。過去の一応経緯からみますと、便利であるが故に、あの鉄骨ハウスをば運営さすのが故に、毎年の赤字をば会社経営の中から足を引っ張ったのが事実でございますので、そういう面を考慮しながら、指定管理といえども、そういう面については心して指導をお願いしたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○市長（本田修一君） ただいま、貴重な御意見いただきましたので、指定管理者制度の機能が十分発揮するように、この会社にも指導していきながら、その趣旨のとおり運営されるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） ただいまの木藤議員の質疑ですけれども、あそこの花の育苗については、ふるさと村に植栽する花だけの育苗というふうになっているのか、あるいは現在、旧町からの引き継ぎであります、花いっぱい運動ですね、そういう中でいろんなところに花の植栽をするわけです

けれども、そういうような花の苗の育苗もですね、あそこでされているのかですね、やはりそのあたりで随分変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりどういうふうになっているのでしょうか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

育苗ハウスについては、花いっぱい運動の苗もやっております。

○30番（福重彰史君） そういうことがあるから、今、その点ですね、いわゆる切り離してですね、いわゆる市がすべきところは市でやるべきじゃないかというふうに言われているんじゃないかなというふうに思うわけですけども、あそこのふるさと村に植栽する分につきましてはですね、あそこであのハウスの中でですね、苗の育苗はされても、それはそういう方法でされても別に構わないと思うんですけども、いわゆる市が市民に対して、あるいはいろんな団体、そういう地域に植栽をお願いする、その花の苗ですね、そこまでいわゆるあそこでさせるということになれば、いわゆるそういう委託の中での経営にそのことがどのように響いてくるのかということになってくるんじゃないかと思うんですけども、そのあたり、あくまでも切り離してするということじゃなくて、いわゆるすべてを含めて、あそこで育苗させていくという、そういうことですね。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

公園の管理、すべて散策路の管理、それから裏の畑地を使った施設の管理というのが、一体的なものであるということの中で、一緒になりながら管理をしていくということになるかと思えます。

○30番（福重彰史君） それはそれでいいんですけども、だからその花いっぱい運動ですね、花いっぱい運動に使うですね、その花の育苗をですね、それまでということじゃないんですか。それはもう全然別ということですか。

○産業振興部長（永田史生君） 管理だけを一体的にやるということでございます。

○議長（谷口松生君） 30番、福重彰史君。特に許可いたします。

○30番（福重彰史君） いわゆるそういう花いっぱい運動に使うですね、その花の育苗というものもあそこでやっていくということ、そして実際それを、あそこで管理していくのは、そのふるさと村じゃなくて、いわゆるふるさと村がさらに管理委託をさせるシルバーからの派遣ということになるというふうに思うんですけども、そこをもう直接シルバーにその分を委託したらどうかということではないのかなというふうに思うんですが、そのあたりは切り離してやるべきじゃないかということじゃないかというふうに思うんですけどもね、結局、自分たちがふるさと村に管理委託をしても、いわゆる管理もできない、育苗もできない、そういうところに委託をされるんじゃないかと、実質的にその業務をしているシルバーですよ、シルバーにさせるべきじゃないかということではないかというふうに思うんですけども、そのような考え方というのは持たれないんですか。

○松山支所長（吉井宏徳君） お答え申し上げたいと思いますが、ふるさと村につきましては、ふるさと村で施設管理をしております散策路の部分の花は自分たちの委託料の中でやっておりますが、そのほかで余裕のあるものについて、自分たちで苗を生産しまして、その分を1本当たりの単価でそれぞれ花いっぱい運動用として販売をしているということになりますので、経営内容は支障

がないということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） この株式会社やちくふるさと村ですか、これは市長が代表取締役社長ということであろうと思いますが、そのとおりですか。そこらあたりをですね、この指定管理者になっていただくわけですが、その設立の目的と申しますか、その後の経緯等につきまして、どのようなやちく村の運営状況等をお聞かせ願います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

昨年度の運営について御報告申し上げます。昨年度の総体の売上が7,898万7,238円でございます。これから原価等を差し引きまして、昨年度の計上利益が61万881円出ております。決算上は出ております。ちなみに経営者の考え方でございますが、市長が取締役になっておられます。それから、JAが出資をいたしておりますのでJA、それから商工会関係の取締役でございます。株主には、その他南酪が入っております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第101号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○
日程第18 議案第102号 松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第102号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第102号、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設で、指定管理者となる団体を志布志市松山町泰野379番地、財団法人松山町農業公社とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第102号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第103号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第103号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、城山総合公園の運動施設で、指定管理者となる団体を志布志市志布志町安楽190番地46、志布志市公共施設等管理公社とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成19年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（木藤茂弘君） ただいま103号の説明があったわけですが、後もいろいろあるわけですけど、基本的なことをお伺いしたいと思いますけど、施設の維持管理に関する業務の内容の中にですね、それぞれ体育館なり、トイレなり、プールというようなことで記載してあるわけですが、指定管理者としてそれぞれ管理委託をやるわけですが、この管理委託を受けた、いわ

ゆるその管理者がですね、再度その部分の管理委託ができるのか、そこらあたりの取り扱いをどのように考えておられるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理を受けた方は、再度の委託につきましては、一部についてはできるというふうになっております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） ただいまの質問に関連でございますけれども、できるという形の中で解釈をされておりますが、今、施設の維持管理に関する業務の中での、現在かなり分割した中で業務の委託がなされているわけです。それを今回、志布志市公共施設等管理公社という名称のいわゆる公社に委託するということになりますと、それなりに資格を有する者が必要だということになってこようかと思えます。そこいらについて、できるという判断ではありますけれども、例えば今回、プールに吸い込まれた死亡事故が発生いたしましたけれども、特にプールの監視管理業務、こういったものにつきましては、公社が自らそれを行うということにつきましては、非常に問題が生じるのではないかなというようなことを感じるわけでございます。そういったところにおきましては、やはり外に出すというような形になるろうかと思えますけれども、そういうところの議論というのはですね、どこまでなされた中でこの志布志公共施設等管理公社に委託するということになったのかですね、その辺をお伺いをいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

このことにつきましても、るる検討をしたわけでございます。なお、このプールの管理監視等につきましても、その資格を有する者を配置するということの中での指定でございます。また、教育委員会関係の方に入ってくるわけなんです、今回のプール等の事故について問題がありましたので、その辺のところも教育委員会と十分検討した上で、このようなことをお願いをするということにしたわけでございます。

以上です。

○9番（迫田正弘君） 資格を有する者を配置するというようなことのようにございますけれども、この業務に関して、例えば清掃というようなものは毎日ですけれども、プールとなりますと、この城山の場合は40日、その程度の期間限定になるわけでございますよね。そこへもってきて、人をまたそこに、そういった資格者を雇用していく。もちろん他の仕事もできることになるでしょうけれども、そういった一つの期間限定、1カ月なら1カ月だけのものに関してですね、そういった管理をしていくということになりますと、経費的にも無駄な部分が出てくるんじゃないかということを感じるわけですね。その部分については、やはりそれなりの専門性のあるところにセキュリティなり、そういったものはすべきではないかというふうに私は感じるわけですが、そういったところの検討についてはいかがなさいましたか。

○教育次長（山裾幸良君） ただいま総務部長がお答え申し上げましたが、そのプール等の管理につきましては、今回の事故のことで教育委員会としても3プールを現在管理しているわけですが、

それにつきましては、すべて整備がなされておるということでございます。

それから、御質問のプールの管理の専門性でございますが、これについては管理公社において、あと出てきます志布志のプールについては1年を通したプールでございますが、この松山のプールにつきましては、3カ月程度の利用ということで、そういう期間的な専門の資格をもった人を配置しながら管理をしていくということですり合わせをしております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（丸山 一君） 今、同僚議員がプールのことでいろいろ質疑応答されましたけれども、先のプールの事故におきまして、夏休みに入ってすぐの事故で、悲惨な事故が起きたわけですがけれども、その中で基本的なことをお伺いしますけれども、今、資格者を配置するという事なんですから、先の事故におきましては、教育委員会において把握をしてるんだということの答弁、メディアであったわけですがけれども、結果的にはですね、それが正されていなかった。それで、今までの議案を見ても、業務の内容の中で、安全管理に関する業務というのが、一言も全然入って来てないわけですがけれども、これだけですね、様々な施設を指定管理者に行わせるということに関しては、私は非常に不安をしております。なぜかといいますと、あのプールの事故におきましては、教育委員会が管理をするんだという形であったにもかかわらず、あの事故が起きてしまった。その原因等もいろいろあるわけですがけれども、私が非常に不安をしておりますけれども、市の方の認識はいかがなものかをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

プールでの事故が発生いたしまして、すぐさま市内にあるプールについて点検をいたしたところでした。その結果、安全な形で使用されているという状況が確認されてほっとしているところでございますが、今回このような形で指定管理者の制度に移行するという事で、新聞報道でありましたように、現実的には採択・不採択という形で、その資格のない者が管理していたというようなことがあったということを知りましたので、そのようなことがないというような形で、今回、指定管理者の指定につきましては、慎重に対応していきたいというふうに思います。

○総務部長（隈元勝昭君） 補足して御説明を申し上げたいと思います。

なお、この安全管理面につきましては、協定書の中でその旨を入れて、管理については定めていくということになるわけです。当然、最終的には施設管理者が責任を問われると。いわゆる国家賠償法のもとにおいて、そういう判例が出ておりますので、それについては十分それに照らし合わせて、安全管理について尽力をしていくということになるろうかと思っております。

以上でございます。

○3番（丸山 一君） テレビ等の報道を見ておりますと、市が発注した指定管理者によりますと、それが公募であったと。ただ、それが形だけの公募であって、毎年同じ業者さんが指定管理者になっておって、その結果、またその指定管理者がですね、丸投げをしていたということがあつたわけですね。ですから、この指定管理者制度によってですよ、様々な施設において、それが適正な形で公

募なり、非公募になるのか、それをですね、厳正な目で皆さんが管理をしていくのか、そのことをお伺いしたいと思います。

それと、指定管理者制度において、そこで事故が発生した場合には、最終的にはですね、市の方に責任があるように感じておるわけですがけれども、その責任の重さについてもお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） ただいま部長が申しましたように、協定書の中でそのことについては協定をしていくということでございますので、再委託がないということですね、一部は可能なわけですが、全面的な再委託はないということですね、厳しく監視していきたいというふうに思っています。

それから、責任につきましては、最終的には施設設置者の市の市長の責任ということになるかと思っておりますので、その責任の重さを指定を受けた方にも伝えて、そして慎重な施設管理の運営についてお願いしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第103号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第104号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第104号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、志布志運動公園の運動施設で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町安楽190番地46、志布志市公共施設等管理公社とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成19年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申

上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第104号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第105号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第105号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第105号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、コミュニティセンター志布志市文化会館で、指定管理者となる団体を、志布志市志布志町安楽190番地46、志布志市公共施設等管理公社とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成19年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第105号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第106号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第23 議案第107号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第24 議案第108号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第25 議案第109号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第26 議案第110号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第27 議案第111号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第28 議案第112号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第106号から日程第28、議案第112号まで、以上7件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊崎田青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町伊崎田8846番地、伊崎田校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第107号、通山青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、通山青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、通山青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉8304番地4、通山校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第108号、原田青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、原田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、原田青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町原田584番地、原田校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第109号、山重青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、山重青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、山重青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町山重10870番地1、山重校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第110号、蓬原青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、蓬原青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、蓬原青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町蓬原831番地、蓬原校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第111号、有明青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、有明青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉1182番地3、有明校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

次に、議案第112号、野神青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、野神青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、野神青少年館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野神3144番地1、野神校区自治会とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成21年3月31日までとするものであります。

以上、議案第106号から議案第112号までを説明いたしましたが、詳細につきましては資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから7件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○21番（上野直広君） この青少年館の指定管理者仕様書を見ればですね、校区では大分苦悩しております。なぜかといえばですね、この費用の負担と瑕疵責任負担が非常に大きくなる。それで、3年後は校区自治会補助金が30%カットになる。そのようなことを考えれば、負担費用と結局、瑕疵責任ですね、これが非常に重くなる。これで、もし先ほど女の子がプールで死んだというような事件もありましたけど、こういうことを考えれば、校区としては青少年館を常時管理しているわけではありませぬので、もし何か瑕疵的な問題が生じれば、そこまで責任をもたないかんとか考えましたので、ちょっと3点ほど質疑をしたいと思うんです。

ここを指定管理、積算、第1番目、伊崎田青少年館ですが、ここで消耗品費と光熱水費が非常に校区の大きい割合には少ないですが、今まで私たち伊崎田自治会では、ほとんど伊崎田コミュニティセンターを100%利用しておりました。だから、この分まで入っているのか、積算に。

それと、2番目はですね、平成19年度以降は、1件1万円を超える修繕は市が負担するが、1万円以内は校区自治会が負担しなければならないのか。

3点目は、これは業務実施にあたっての留意事項ですが、指定管理者の業務上の瑕疵に生じる損害賠償に対応できるよう、賠償資力を確保するため適切な保険に加入することとなっておりますので、こういうことを考えれば、ちょっと校区自治会においては責任が重すぎるんじゃないかと思えますので、その点をお伺いします。

○教育次長（山裾幸良君） 今、3点ほどのお尋ねでございますが、伊崎田青少年館の指定管理料のことだと思いますが、これについてはですね、それぞれ施設ごとに、現在支払いをしているものから計算をしまして、今後3月31日までの経費がかかるという見込みを上げまして、この数字を上げているところでございます。

それと、修繕等に対して疑義がございますけれども、これについては今回は市の方ですべてを修繕は行っていきたいというふうに考えております。自治会に迷惑のかからないような方法で修繕をしていくということで、今回、修繕料については指定管理料の中に入っておりませんので、これは市の方が独自でやっていきたい。

それから、責任関係のことでございますけれども、校区自治会そのものが公民館補償制度に掛かっております。施設を含めて、職員、それから行事等のことについての保険に入っておりますので、それを今後活用していくという考え方でおります。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 1点目の問題ですが、結局、伊崎田自治会では、ほとんど校区自治会では、高齢者コミュニティセンターを使っていたんですよね。これが今、この積算では青少年館だけの積算だということですね。

3点目のこれですが、賠償責任の問題ですが、これについては、校区ではちょっと難しいんじゃないか。もしするとすれば、常勤の人が必要じゃないか。今後、今、公民館主事がいますので、その人に運営を任せればいいんじゃないかと思えますけど、その点についてお伺いします。

○教育次長（山裾幸良君） 賠償責任の問題ですけれども、これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、公民館補償制度というのがございます。これは校区自治会が単位で、市全体で掛かっております。これについては市からの補助金270万円等をもって加入している保険でございますので、これが採用されるということになるかと思えます。

管理者のことでございました。これについては、今まで自治会で使っていたような形で使っていただくということで、地域住民の方で、今までも教育委員会はいろいろ修理とか支払いとか、そういうものだけを管理してきたわけでございますので、今までどおり鍵を預かっていただいて、そしてその中で校区の方が自由にといいですか、自由にといいと語弊がありますけれども、使いやすいうように使っていただく。使い方は今までと変わらないというような考え方でおります。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 私は、積算のことで聞いたので、積算のことで。今まで伊崎田青少年館だ

けの光熱水費とか消耗品費を積算したんじゃないか。それで、自治会は伊崎田校区自治会では、1年間を通じて100%高齢者コミュニティセンターを使っていたんですよ。だから、実際をいえば、消耗品費とか光熱水費なんかは、上がっているはずなんですけど、そこまで入っているのかということ。

○教育次長（山裾幸良君） その件については、伊崎田条例公民館の方で面倒を見るということですので、いわゆる今回する青少年だけの経費でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから議案第106号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第106号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第107号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第107号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第108号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第108号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第109号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第109号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第110号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第110号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第111号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第111号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（谷口松生君） これから議案第112号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第112号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第29 議案第113号 有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第113号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第113号、有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、有明農業歴史資料館で、指定管理者となる団体を、志布志市有明町野井倉1510番地、志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、資料を配布しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 指定管理者制度についての議案が、本日最後ということ、ちょっと全体的なことで執行部の考えをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、我々が6月議会で指定管理者導入計画書というのをいただきましたけれども、この中に若干その後変更になった部分、あるいは訂正をしなければならない部分というものもあるかと思えます。それと、この計画書の冒頭に書いてあります、この計画は公の施設の指定管理者制度に関する指針に基づいて、これを策定するんだということが書いてあります。ところが、我々はこの指針なるものを一つも1回も目にしたことはないわけですね。ですから、今日の議案の中では、これが最後ですけれども、これからまだ公募に関する指定管理者とかいうのも多々出てくるわけですので、議員としてはこの指針なるものをやはり提示をしてもらいたいという考えがあるわけですが、執行部にはその考えはないものかお聞きしたいと思います。

○総務部長（隈元勝昭君） 今、指針について内容をということでございます。それにつきましては、指針は出ておりますので、議会事務局の方と協議をいたしまして、お配りいたしたいと思えます。

○行政改革推進課長（外山文弘君） 指定管理者導入計画書につきましては、前回、全協の場でお配りした導入計画書より若干変更になった分がございまして、最新の情報で先ほど部長の方で答弁しました指針と一緒に事務局の方に提出したいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

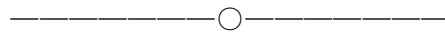
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第113号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。



日程第30 議案第114号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第114号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第114号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、指定管理者制度の導入及び平成18年7月5日の豪雨災害の発生に伴う経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第114号につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億6,347万1,000円を追加しまして、予算総額を181億4,393万9,000円とするものであります。

特に公共土木施設及び文教施設等の補助災害につきましては、8月下旬から災害査定が始まることに伴い、本議会で補正予算を御提案しているところでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、現年補助災害復旧事業を1億7,870万円増額補正し、限度額を1億8,060万円と定めております。

予算書の7ページをお開きください。

まず、歳入予算では、使用料及び手数料のやっちくふるさと村施設使用料を74万1,000円増額いたしております。

次のページ、8ページでございます。

国庫支出金の国庫負担金で、市道等の公共土木施設災害復旧費負担金を3億4,814万8,000円、文教施設災害復旧費負担金を61万円計上いたしております。

次の予算書9ページでございますが、県支出金の県補助金で、林道等の農林水産業施設災害復旧費補助金を1,331万2,000円増額いたしております。

予算書の10ページでございますが、今回の補正財源といたしまして、繰入金金の財政調整基金繰入金を1億2,196万円増額いたしました。

予算書の11ページでございます。

災害の財源として、公共土木施設及び農林水産業施設の現年補助災害復旧債を1億7,870万円増額いたしております。

次に、歳出予算のうち、指定管理者制度に伴う関連予算について説明申し上げます。

予算書の12ページでございます。

総務費の一般管理費は、指定管理者制度導入に伴い、公共施設等管理公社へ既存の委託料をそれぞれの施設の予算費目に組み替えることに伴いまして、施設管理業務委託料を1,411万6,000円減額いたしております。

予算書の13ページでございますが、民生費の福祉施設費は、健康ふれあいプラザ等の指定管理料の組み替え、それから14ページでございますが、保育所費は伊崎田保育所の指定管理料への組み替えでございます。

予算書15ページの農林水産業費の農業総務費は、やっちくふるさと村の指定管理料への組み替えで、42万円の増額となっておりますが、これにつきましては使用料を徴収することにより、一般財源ベースでは32万1,000円の減額となっております。

予算書の16ページをお開きください。

商工費の観光費は、蓬の郷及び開田の里公園の指定管理料への組み替えでございます。

予算書17ページでございますが、土木費の土木総務費及び道路新設改良費は、人件費を補助災害復旧費へ組み替えることによりまして、総額で1,436万9,000円減額いたしております。

予算書の20ページでございます。

予算書の20ページから22ページは、文化会館等の社会教育施設及び体育館等の体育施設の指定管理料への組み替えでございます。補正額が増額となっておりますのは、総務費で減額をいたしました施設管理業務委託料からの組み替え等によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○産業振興部長（永田史生君） 平成18年度の志布志市一般会計補正予算（3号）にかかわる産業振興部の関係の予算について、補足して説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお開きください。

現年農林水産業施設災害復旧費として8,920万3,000円の補正額が計上してありますが、職員手当等を除いた8,231万1,000円が災害に直接関係する予算でございます。内訳につきましては、右の欄にありますように、災害に関わる測量設計監理業務委託料と測量伐採賃金が主なものであります。また、工事請負費につきましては、林道災害にかかわる工事分でございます。他は関連する経費や事務費でございます。

それでは、お手元に配布してあります一般会計補正予算説明資料の産業振興部関連の資料について御説明を申し上げます。御覧をいただきたいと思います。

中程にあります3号のところでございます。上の方から、松山地域が単独災害として、農地農業用施設災害50件の1,090万円、志布志地域が補助災害として、山林・林道災害6件の2,195万6,000円、単独災害として、農地農業用施設災害240件の2,200万円、有明地域が補助災害として、山林・林道災害1件462万8,000円、単独災害として、農地農業用施設、山林・林道災害85件で2,282万7,000円となり、市全体では補助災害として、山林・林道災害7件2,658万4,000円、単独災害として、農

地農業用施設、山林・林道災害375件で5,572万7,000円になるところであります。

なお、3号補正にかかわる補助災害箇所については、別添の図面に箇所等をお示ししてありますので、参考にしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○建設部長（井手南海男君） 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第3号）にかかわります建設部関係の予算について、補足して御説明申し上げます。

まず、補正予算書の19ページをお開きください。

土木費の砂防費として600万円の補正額が計上してあります。この補正は7月5日の集中豪雨におきまして、住宅地が被災したことに伴い、その復旧だけでなく、防災上の抜本的手法であります県単急傾斜地崩壊対策事業を導入するための新規申請に向けての測量設計委託料でございます。

次に、補正予算書の24ページをお開きください。

現年公共土木施設災害復旧費として5億7,815万9,000円の補正額が計上してあります。内訳につきましては、節の給料、職員手当、共済費を除いた5億5,969万2,000円が今回の災害に直接関係する復旧のための予算でございます。内訳につきましては、右の欄にありますように、災害に係る工事請負費が主なものでございまして、他はそれに関連する経費や事務費等でございます。

それでは、お手元に配布してあります資料がございますが、一般会計補正予算説明資料というのがございます。その一覧表、建設部関連の一覧表でございますが、この一覧表により御説明申し上げますので御覧いただきたいと思っております。

一覧表の中程にあります第3号のところでございます。

まず、松山地域でございますが、補助災害として、道路、橋梁、河川、23件の2億3,029万1,000円、単独災害として3件の200万円。

次に、志布志地域でございますが、志布志地域が補助災害として、道路、河川、17件の1億1,885万円、単独災害として8件の3,670万円。

有明地域が補助災害として、道路、河川、20件の1億6,740万1,000円、単独災害として10件の445万円となります。

市全体では、補助災害60件、5億1,654万2,000円、単独災害21件、4,315万円の、計81件、5億5,969万2,000円となるところでございます。

なお、この3号補正によります災害箇所と申しますか、位置につきましては、別添の方に補助災害と単独災害を区分しまして、その別添図面に災害箇所と延長、それから工事費等をお示ししていただいております。道路や橋梁につきましては赤で、河川は青でお示ししていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

以上が建設部関連でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育次長（山裾幸良君） 次に、教育委員会関連の予算補足説明を申し上げたいと思っております。

25ページでございます。

文教施設災害復旧費については、森山小、八野小及び社会教育等の施設4カ所でございます。学

校におきましては、学校施設内の土手崩壊による災害復旧工事、工事請負費等に326万7,000円計上しております。

以上で教育委員会関連の説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 予算書の歳入の7ページでございますが、ふるさと村の施設使用料ということで、会社としては初めてのこうした使用料を納めるということでございますが、社長は市長であります。現在、支配人が一生懸命気張りながら、ここ2年間ぐらい、まあ自立できる格好の中で、年度末のいわゆる現在までの負債額が約3,000万円近くある会社でございます。そういう中で、74万1,000円というこの使用料の積算と、それから歳出の部の20ページと22ページでございますが、指定管理に伴う組み替えだろうと思っておりますが、教育費でございますが、特に文化財保護費の補正額の135万3,000円の増、そして文化会館費の459万9,000円の増、そして開けていただきまして22ページの体育施設の906万4,000円のこの増でございますが、当初予算の委託に出すべき積算が甘かったのか、現在の委託方式から指定管理制度にやるが故に、このような増になったのか、この点について一つお願いしたいと思います。

○教育次長（山裾幸良君） ただいま予算の説明で20ページのことと御質問がありましたが、これにつきましては、12ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、この総務管理費の一般管理費につきましては、公共管理公社に委託料として支出していた1,411万6,000円でございます。この分について所管のいわゆる公民館費、文化財保護費、文化会館費、体育施設費等にそれぞれ振り分けて予算計上したために、この費目が増加しているということでございます。

以上でございます。

○産業振興部長（永田史生君） 7ページのふるさと村の施設使用料の積算基礎についてということの御質問でございますが、お答え申し上げます。

あくまでも3年間の実績をベースにして計上いたしております。今回、ふるさと村条例の指定管理者制度が導入されたために、市として収入で使用料として入れるための予算でございます。ちなみに17年度が94万7,000円、16年度が148万4,000円、15年度が94万7,000円ぐらいの使用料がありましたので、それらをベースにして積算をしてあります。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 今回の大豪雨、かなり市民はまだ脅えております。また台風が来るんじゃないかといったようなこと等々によって、ここに予算計上がなされ、8月の下旬あたりに査定といったような説明がありましたけれども、果たして私の被害を受けた田んぼは、畑は対象になるんだろうかという市民の不安、これがかなりありますね。よって、それなりにその地域あたりから御報告があり、担当の方々が土、日を割いて回っておられるようでありますけれども、市民に対しての説明、あなたの財産は対象にならなかった、なったといったような、この御報告はされるのかされないのか。と申しますのは、合併をしてしまうと、隅々まで行政のサービスが届かないか

といった懸念が市民にあります。そこらあたりの考え方を一つ示していただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘があった点につきましても、私の方にも直接届いております。その点につきましては、それぞれ明確な答えを示すように指導しております。災害直後、本当にいろんな形で大きな被害を受けられた方々につきましては、打ちのめされた形でどうすればいいのかと、手に付かないような状況があったということで、その上で改めて集落等を通じて災害の申請をされておりますので、その点につきましては、そのルートを通じて、それぞれの方々に御通知を申し上げたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、災害でその補正がされたわけですが、この災害が出た場合に、その災害の査定を当然、職員の方がされるであろうと。その場合に市の職員はどういう役職の方が現場に出向かれるのか、ちょっとお伺いしておきます。

○産業振興部長（永田史生君） 災害の現場の確認でございますが、当然、技術を要した担当者と担当課長といったところで確認に行っているところでございます。

○建設部長（井手南海男君） 災害現場の確認につきましては、2、3人ずつ班を分けてまいりますけど、その中には当然、専門職といいますか、技術職員も交えた形で、大体おおよその工事費といいますか、数値を自ら査定し、その査定をもって県に査定用の報告をするという順序でやっております。

○31番（野村公一君） そうすると、職員の皆さんが現場でそれぞれにしっかりした査定をされるというふうに理解をいたしますが、今回この補正をされた災害の中で、仮に自然災害が崩壊箇所がmにして5mあった場合に、その後、人的力が加えられて8mとなったという場合、明らかに意図とした災害を拡大させようという思惑があると思われそうですが、そういう箇所はなかったのかどうか。

○建設部長（井手南海男君） 建設部の関連では、そのような件については把握しておりませんし、そのようなことはなかったものと思っております。

○産業振興部長（永田史生君） 産業振興部においても、建設部長のお答えになったとおり、私どもも聞いておりませんし、なかったものと思っております。

○31番（野村公一君） それでは、確認をしておきますが、地域の市民の方から、そういう情報が役所に情報として提起をされた経緯はありませんか。

○産業振興部長（永田史生君） 産業振興部においては、聞いておりません。

○建設部長（井手南海男君） 建設部につきましても、私の方では聞いておりません。

○31番（野村公一君） 確認をしておきます。仮に、後でそういうものが発覚した場合ですね、責任は誰にあるんでしょう。

○産業振興部長（永田史生君） ちなみに、それらが発覚した場合においては、取り下げになるかと思えます。

災害の基準が、もし40万円が限度でございますので、それらを基準に、もしあったとした場合の

考え方でございます。

○24番（宮田慶一郎君） 今、野村議員の質問に関連してお伺いいたしますが、今、野村議員のお話ではですね、40万円以上というふうにするように、あるいは50万円、60万円、70万円というふうには、大きくするようにしたんじゃないかというような疑いをもっていらっしゃるわけですね。そうですね。私のこの質問はですね、災害の現場に行って、そして設計、それから積算、その積算はどこでするのでしょうか。それと、査定がありますね、査定。査定までは職員がするのでしょうか。査定の後に委託をされるのでしょうか。ちょっとそのところを。

○耕地課長（通山正文君） それでは、お答え申し上げます。

査定につきましては、測量設計まで測量会社をお願いいたします。写真撮影からですね。それと、積算につきましては、市の担当職員が行いまして、査定を受ける予定でございます。

○24番（宮田慶一郎君） それでは、委託という、その委託料の積算、それはどこでするのでしょうか。

ちょっともう一つ、最初から委託料というふうには、委託料の積算をしておかないと、その写真撮影、それから設計、設計による積算、見積り、そういったものがわからないわけですよ。ですから、どこでどの段階で委託料のですね、積算をされるのか。

もう一つ、委託先については見積りをとられるのか、それとも入札をされるのか、二つ。

○耕地課長（通山正文君） それでは、委託につきましてお答えいたします。

災害につきましては、特に設計額に対しまして何%ということですね、写真を含めた委託料が何%ということで、国の方で決められております。写真を含めた場合にいくら、写真を自分たちで撮った場合にはいくらというような、そうした基準がございますので、それに基づいて、今、この予算も委託料を計上しているところでございます。

委託先につきましてはですね、非常に災害の場合はもう急を要するということですね、随契でお願いを、業者の方は泊まっていたいでですね、非常に多いために、志布志市だけではなくて、曾於市、鹿屋市、非常にどこも災害が発生しているということで、なかなか他の市、そうしたところの業者は手に負えないということで、志布志市の業者の方をお願いいたしまして、お願いしているところでございます。今後、随契でお願いしたいということを考えております。

○24番（宮田慶一郎君） 二つだけお伺いしますが、随契の場合は、当然、見積りをとるわけですよ。その見積りを何社とられるのかですね、一般的には4社、5社、適当であろうと思うんですが。

それともう一つ、国の査定の段階において、一応決まりますね。国において、それが災害にかかるとかかからないのか、それと設計の問題ですね、国が審査しますね。その場合において、業者が設計したのを国が査定する。あと、市役所の方で、係の方で単価を入れるということになるわけですよ。そうすると、単価だけ変えるということになると、入札の段階において、おおよその金額がわかってくるんじゃないかと思うんですが、素朴な質問なんですが、どうでしょうか。

○耕地課長（通山正文君） それでは、設計につきましては、先にお答え申し上げましたように、

測量から図面までですね、図面までと写真までを測量業者の方をお願いいたしまして、積算につきましては、市の積算のそうした電算しかございませんので、業者はそれを使うことは、これはマル秘になっておりますので、設計の単価を入れるのは市の方で行いまして、査定を受けております。

それと、随契については、3社以上ということ考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（林 勇作君） ちょっと建設部長にお尋ねをいたしますが、個人的な名前を申し上げて、ちょっと悪いんですが、お宅から、安楽小学校から平城に抜けます、いわゆる道路の道の崖ですね。井手さんのところのこっちに崖がありますね。道路沿いに、あの坂中に。その道路に面して、いわゆるひびが入っていたものですから、それは志布志支所の方をお願いしたんですよ。それで、建設課長をお願いをしてですね、部長は知らないかもしれないわけですが、見に行ったという返事を受けたものですから、そうしたら次に係長から直接電話が来て、お宅のは私有地ですから、自分でやってくださいという電話が来たということなんですよ。私は道路に面している崖地の上の方なものだから、それが崩れると道路にいくものですから、お願いをしたところでしたが、そういうものについて、係長から自分でやってくださいと、個人の土地でありますから、災害にはかかりませんという電話が来たということなんですが、それは部長は御存知ないですか。

○建設部長（井手南海男君） その件については、把握しておりません。

○17番（林 勇作君） ある程度、道路に面した部分についてはですね、災害が予想されるわけですから、そこらあたりの指導、徹底というのはどのような災害の調査、現場に行かれるときですね、指導をされたのかどうなのか、一つわかっておればお願いをしたいと思います。

○建設部長（井手南海男君） 市道に土砂が崩壊して堆積したと、いわゆる市道の通行に支障があると仮定すれば、当然、市の方で撤去すべきであるというふう考えております。

○17番（林 勇作君） 道路に崩れずにですね、崖がひびが入っているということなんですよ。当然、雨が降ると災害が予想されるわけですよ。そういう場合の判断ですよ。担当係長がお宅のは私有地ですから、自分でやってくださいと電話が来たということなんですよ。そこらあたりも後で聞こうと思ったんですが、そういう判断はどうなるわけですかね。

○建設部長（井手南海男君） 当然、市道に影響があるとすれば、市の方で行うべきではないかと私は考えます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、部長もまだ把握していないということでございますので、改めて現地を調査させていただきまして、判断をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第114号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで今臨時会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2 時52分 閉会